

## 大阪会場における注意事項等

司法修習生考試委員会

令和元年度（第73期）司法修習生考試（以下「本試験」という。）においては、次のとおり取り扱うこととする。

なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策について指示に従わない場合は、応試を中止させることがあるので注意すること。

### 第1 入場等

- 1 応試者は、考試期間中、当日朝に検温をし、発熱（37.5度以上）している場合は、登所せず、考試事務室に電話で連絡すること。
- 2 公共交通機関及び考試会場内においては、私語自粛、マスク着用を徹底し、こまめな手洗い、手指の消毒、咳エチケット等を実践すること。
- 3 考試期間中、大阪駅、新梅田研修センター間の無料直通シャトルバスを利用してはならない。  
時差入場等を実施するので、係員の指示に従うこと。
- 4 検温の実施  
毎朝、入場時に全応試者に対し、サーモグラフィによる検温を実施するので、係員の指示に従うこと。
- 5 以下の者に対しては、本試験の応試を認めない。
  - (1) 新型コロナウイルス感染症等（学校保健安全法施行規則18条で定める感染症。以下同じ。）に罹患し、他の応試者等への感染のおそれがある者（同規則19条で定める基準による出席停止の期間を経過していない場合を含む。）
  - (2) 新型コロナウイルス感染者等の濃厚接触者等で、他の応試者等への感染のおそれがある者
  - (3) 試験当日、発熱（37.5度以上）、咳等の風邪症状が見られる者で、他の応試者等への新型コロナウイルス感染症等の感染のおそれがある者
- 6 再試験の実施
  - (1) 5により本試験の全部又は一部の科目の応試が認められなかった者について、再試験を実施する。
  - (2) 再試験は、本試験の応試が認められなかった科目のみを応試することができる。ただし、応試した本試験の科目に不可と判定された科目があった者は再試験を応試することはできない。
- ※ 再試験は、令和3年1月中旬頃に実施予定。  
なお、再試験の詳細については、対象者に対し、令和2年12月中旬以降に郵送にて通知する予定。

## 7 試験室への入室等

着席番号、試験室	別添⑦試験室一覧表参照 試験室の場所を別添⑧大阪会場試験室配置図で確認すること。
入場時刻	別添⑨時差入場指定時間一覧表参照 ※会場前に待機スペースはないため、入場時刻以降に来場し、近隣に迷惑をかけることがないようにすること。
待機場所	入室が可能になるまでは、2～4階の各試験室前廊下で待機すること。
試験室への入室可能時刻	9時00分
着席時刻	9時45分 ※ 遅刻した場合、当日の考試に応試させないことがある。

※ 全ての試験室において、1m以上の距離を保つ配席とする。考試時間中も含め、常時試験室のドア等を開放するとともに、定期的に窓を開放して換気する。換気により試験室が寒くなることも想定されるので、各自で防寒対策を講ずること。

※ 事前に試験室の下見に応じることはできない。

## 第2 試験室からの退室

各試験室から階段を利用して1階に降り、速やかに建物から退出する。

※ 会場付近は住宅街であるから、退出後に会場及びその周辺にとどまって近隣に迷惑をかけることがないよう、速やかに解散すること。

## 第3 司法修習の終了等の通知

### 1 司法修習生考試の合否発表

12月15日（火）午後4時に不合格者の受験番号を、最高裁判所ウェブサイト内の司法研修所のページに掲載する。については、各席の机上に表示されている各自の受験番号を必ず控えて保管しておくこと。

合否や受験番号等についての電話での問合せには、一切応じないため、注意されたい。

### 2 終了証書等の発送

12月16日（水）以降に、次の書類を簡易書留郵便により送付する予定である。

司法修習生考試5日目（11月26日（木））の考試開始前に、試験室において配布する封筒に、送付先を記載し、係員の指示に従って提出してもらう予定である。については、送付先として12月16日（水）以降に当該郵便物を確実に受領できる場所を予め確認しておくこと。

- (1) 司法修習生考試合格者 終了証書
- (2) 司法修習生考試不合格者 司法修習生考試不合格通知書及び罷免辞令書